# 第三者評価結果

事業所名:グローバルキッズ新子安保育園

### A-1 保育内容

 A-1-(1)
 全体的な計画の作成

 A-1-(1)-①
 (A 1)

 (A 1)
 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。

<コメント>

全体的な計画は、園独自の様式を使用しています。保育所保育指針、法人の理念、「子どもの考えを主体としやりたい気持ちを大切にし一緒に取り組む」ほか3項目からなる園独自の方針、「丁寧な保育」「自己肯定感」「チーム保育」など8項目からなる園の目指す保育のポイントを踏まえながら作成しています。その他、園の子どもの発達過程や園で把握している子どもと家庭の状況、地域との関わりや小学校との連携などを考慮しながら作成しています。園の現状に沿った計画になるよう、毎年年度末に職員と話し合い見直しをしていますが、今年度の修正はありません。それらを踏まえ、次年度の指導計画や保育等に反映しています。

# A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

a

[A2] A-1-(2)-(1)

・・、ニ/・ジ 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

<コメント>

環境整備として、清掃は清掃専門職員の他、出勤した職員が協力して行っています。温湿度は午睡チェック表に記録をしています。換気のため窓は常に開けた状態にし、0、1歳児クラスは床暖房を設置しています。0~2歳児クラスの床はクッション性のあるコルク材にしています。陽光がまぶしい時はブラインドで調整しています。チェック項目に沿い、子どもの安全が脅かされないよう点検を行っています。定期的に消毒し衛生面にも気を配っています。おもちゃの除菌ボックスも導入しています。年齢、季節、子どもの様子などを見て、家具の配置や環境の見直しをしています。敷物、棚、机などを利用して生活動線、生活空間の確保を工夫しています。臭い対策のため、トイレ設備の24時間換気をしています。温便座、便器の大きさ、手洗い場など子どもの使い勝手に配慮した造りになっています。園庭の砂場は適宜掘り起こし、使用しない時はネットをかけています。夏場の園庭遊び時はタープやテントで暑さ対策をしています。

а

〈コメン<u>ト></u>

入園時の保護者の提出書類や入園時個別面談からの情報、入園後の子どもと職員との関わり、子どもを観察することなどからも子どもを把握し、十分に尊重しています。園独自の方針や目指す保育のポイントを踏まえ、各クラスで成長や発達に合った計画を作成しています。また、そのクラス独自でやりたいこと、子どもの様子から引き続き行うことも取り入れ、子どものやりたい気持ちなどを汲み取った保育をしています。子どもと個別に対応しているときは、他の職員が全体を見るなど職員間で連携しています。配慮が必要な子どもの場合はその子どもの成長度に応じ、他クラスの保育に加わったり、事務所で個別に食事を摂るなどしています。また、職員は子どもの個人差に配慮しながらその子どもに合わせた声かけをするようにしており、命令ロ調にならないよう常に気を付けています。

[A4] A-1-(2)-3

子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

а

〈コメント>

挨拶、食事、排泄、着脱など、基本的な生活習慣が身につき、園での生活がスムーズに行えるよう、年齢や発達に沿い、段階的に進めるための援助をしています。職員は子どもができたことを認め、褒めて、自信が持てるようにしています。自分でやりたい気持ちを尊重し、待つこと、見守ること、必要に応じて支援することを大切にしています。子どもが自分でやってみたくなる職員の働きかけ、環境設定、方法を考えています。子どもの甘えの感情も受け止めています。園での箸の使用は、手先遊びを通し、3歳くらいを目安に個別対応をしています。歯磨きは2歳児クラス後半から取り入れ、3歳児クラスまで職員が仕上げ磨きをしています。活動は動と静のバランスを考えています。月齢の低い子どもの午前寝、夕寝など子どもの状態により組み合わせています。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて日々の保育の中で年齢に合わせて伝えています。保護者には園で行っていることを伝えたり、アドバイスをしたり、家庭と連携して進めていけるようにしています。

[A5] A-1-(2)-4

子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

а

#### <コメント>

各保育室はおもちゃや絵本が自分で取り出せる環境になっています。自由時間に遊んだ制作途中のブロックなどを置いておける場所を確保しています。園庭がありますが、気候の良い時は積極的に園外に出て、公園などでの遊びの中で身体を進んで動かしています。子どものけんかについては、年齢や状況に応じて、お互いの気持ちを言葉にして相手に伝えるように援助しています。5歳児クラスが1歳児クラスのお手伝いをする、行事の練習を合同で行うなど異年齢での関わりも意識しています。一斉活動では、皆で遊ぶためにはルールを守ることが大切であることを伝えています。戸外活動時は社会的ルールを知り、身につける機会ともしています。公園遊びでは季節により、虫探しや木の実拾いなども楽しんでいます。地域のフラワープロジェクト(公園の花壇の花植え)や他園交流など積極的に参加しています。また、外部講師による5歳児クラスの英語と4、5歳児クラスの体操教室を行っています。

A - 1 - (2) - (5)

【A6】 乳児保育(O歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容 や方法に配慮している。 а

〈コメント>

衛生面に配慮をしながら、床暖房、クッション性のあるコルクの床材、おもちゃ・知育玩具の用意など乳児の発達や興味関心に合わせた生活環境を整えています。子どもの表情や様子、発する声などを大切にし、柔らかな表情で穏やかな言葉をかけながら応答的な関わりやスキンシップを十分にしています。丁寧な関わりから愛着関係をつくり、子どもが安心して過ごせるようにしています。月齢や一人ひとりの成長に合わせた玩具は子どもの手の届く棚に置かれ、子どもが自分で選べるようにしています。個別の連絡アプリケーション配信、送迎時に子どもの様子を丁寧に伝えて保護者と信頼関係を築き、24時間の生活リズムを整えられるように連携しています。

A-1-(2)-6

【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、 保育の内容や方法に配慮している。 а

<コメント>

子どもが自分でやりたい気持ち、意欲を大切にしながら見守り、さりげなく援助しながら、できたときは十分に褒めて自信や意欲につなげています。甘えたい気持ちも尊重しています。保育室にスペースを作ったり、園庭、散歩先などを利用して子どもの興味関心、発達に合わせて探索活動が十分にできるようにしています。全身を使って遊ぶときには、怪我につながる状況を予測し、安全に配慮しています。子どもの自我の育ちを受けとめ、子どもの気持ちの切り替えに余裕を持って対応できるよう職員間で連携しています。職員が一緒に遊んだり見守りながら、友だちへの興味を大切にし、自分の気持ちを簡単な言葉や仕草で伝えられるよう職員は仲立ちしています。担任のほか、異年齢で遊んだり、給食担当職員などと関わる機会は多くあります。個別の連絡アプリケーション、送迎時のやりとりなど一人ひとりの体調や様子について保護者と連絡を取り合い、家庭との連携を深めています。

A - 1 - (2) - (7)

【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容 や方法に配慮している。 а

<コメント>

訪問日には、運動会の演目の練習を幼児クラス合同で、園舎近くにある新子安地域交流室で行っていました。3歳児はポンポン、4歳児はフラッグ、5歳児は鳴子を使ったダンスをそれぞれ披露しています。「かっこよかった」「よかった」など他クラスの子どもたちから感想が出ています。異年齢での活動を随所で取り入れることで友だちとの関りが深まったり、クラスの友だち同士の遊びの中からたくさんのことを学んでいます。時にはけんかもありますが、職員は基本的にはすぐに仲裁せず、子どもの様子を見守ります。様々な感情を感じる体験でもあり、相手の気持ちを理解する貴重な体験と捉えています。ルールのある遊びやゲームは職員も一緒に行い、皆で楽しく遊べるように援助しています。子どもの活動について保護者に日々玄関にボードを出して知らせているほか、クラスだよりで伝えています。小学校には幼保小連絡会で園の活動や子どもたちの育ちを伝えています。

[A9] A-1-(2)-8

b

<コメント>

エレベーター、多目的トイレの設置があり、身体的な障がいがある場合のハード面での環境整備をしています。障がいのある子どもを受け入れたときは、子どもの状況や発達過程に合わせた個別指導計画(年間と月案)を作成します。配慮事項を意識して職員会議等で話し合い職員間で情報共有しています。必要に応じて個別対応をし、落ち着いて過ごせるようにしています。保護者とは関わり方や対応について伝えあい、園でも安心して過ごせるよう配慮をしています。横浜市東部地域療育センターの巡回訪問があり、個別のケースについてアドバイスを受けることができます。職員は障がい児や要配慮児の保育研修に参加しています。研修の内容は会議で報告し、情報共有しています。今後は、障がいのある子どもを受け入れ、専門機関からの指導を仰ぎ、子どもにとってのより良い環境を考えた受け入れを行うなどの園の方針や情報を全保護者に伝える取組について検討することが期待されます。

【A10】 A-1-(2)-9 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

<コメント>

全体的な計画および月間指導計画の中に、「長時間にわたる保育について」欄があり、在園時間の長い子どもが無理なく園生活を送れるようにしています。子どもが家庭と変わりなくゆったりと過ごすことができる環境作りや生活リズムが合うようにしています。1階ホールは家庭のリビングルームのようにソファー、ローテーブル、敷物や観葉植物を置いた一角があり、子どもたちのお気に入りの場所になっています。天井は一部吹き抜けで、そこにロープネットを張り、カラフルなボールを乗せています。合同保育をしているときは、関わりを楽しめるよう、職員が必要に応じて見守ったり、仲立ちをしています。低年齢の子どもが怪我をしないようにおもちゃの種類にも注意を払っています。利用時間により補食や夕食の提供が可能ですが、現在利用はありません。子どもの状態について伝達ボードを使用し、口頭でも職員間で情報を引き継いでいます。保護者にも伝達ボードで確認しながら伝え漏れのないようにしています。

A - 1 - (2) - 10

【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

а

くコメント>

全体的な計画に「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」「小学校との連携」欄を設けています。それらを踏まえ、5歳児クラスの年間 指導計画では、就学を見通した保育を行うようにしています。7月から午睡をしない日を設け、最終的に午睡をなくす、自分のことは自 分の言葉で伝えられるようにするなど、小学校への接続を意識した活動が行われています。幼保小連絡会の連携が強く、得られた情報 は保護者に提供しています。園の運動会は小学校の体育館を借りて実施しており、小学1年生との交流および学校体験への参加などで小 学校と連携を図っています。小学校に送る保育所児童保育要録は5歳児のクラス担任が作成し、園長が確認しています。小学校教員との 面談でも子どもの情報を伝え、入学してからの参考にしてもらっています。

 A-1-(3) 健康管理
 第三者評価結果

 【A12】 A-1-(3)-①
 すどもの健康管理を適切に行っている。

(コメント>

子どもの健康管理に関するマニュアルと保健計画があります。それに基づき登園時に保護者から子どもの様子(食事・睡眠・遊び・機嫌など)を確認しています。職員は保護者の情報と子どもを観察することで一人ひとりの様子を把握しています。保育中に子どもの様子に変化がある場合は、お迎え時に伝え、帰宅後の家庭での様子や過ごし方などを含め、翌日に必ず確認をしています。子どもの罹患や予防接種追加状況は保護者から口頭で聞き取った後、年度の終わりに園の「健康記録」のコピーを渡し、追記後提出してもらっています。乳幼児突然死症候群(SIDS)の知識について職員に周知をしているほか、保護者には入園前の個別面談時に説明しています。子どもの午睡中はマニュアルや保育室内に掲示した「午睡チェック観察チェックポイント」に従い、0歳児クラスは5分、1、2歳児クラスは10分、3歳児クラス以上は15分ごとにチェックしています。

 【A13】 A-1-(3)-②
 世康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

а

<コメント>

園医による内科健診、歯科健診は年2回行っています。毎月の身長体重測定結果とともに「健康記録」に記載するほか、昼礼ノートや会議の中でも全職員に周知をしています。園の子どもは虫歯が少ない傾向があります。コロナの油断ができない状況であることを踏まえ、手洗い、うがいの徹底など注力しています。子どもにも健康の大切さについて職員が伝えています。コロナ禍で中止していましたが、今後は歯科衛生士による歯磨き指導や歯の健康についての話を再開する予定です。内科健診結果は口頭で、歯科健診結果は書面で保護者にその日のうちに報告し、必要に応じて気になることや園生活で気を付けることがあれば密に連携をとり、対応しています。

A - 1 - (3) - 3

【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。

a

〈コメント>

現在食物アレルギーによる除去食の提供はありませんが、食物アレルギーのある子どもは、ガイドラインを基に受診をお願いし、医師からのアレルギー疾患生活管理指導表を提出してもらいます。それに従い除去食を提供しています。保護者と献立の確認をする、提供の際は食器の色を変える、他の子どもと机を別にする、一番最後に配膳をする、誤食のないよう職員がそばにつくなどマニュアルに沿った対応をすることとしています。食材は、なるべく皆で同じ給食が食べられるよう卵を不使用にするなど配慮をしています。保護者には、入園時に配付し説明をする「重要事項説明書」を通し、アレルギー食について、医師の指示のもと、除去食の対応をとる旨を明記しています。

#### A-1-(4)食事 第三者評価結果 [A15] A = 1 - (4) - (1)a 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

職員は一人ひとりの食べる量や好き嫌いを把握していますが、無理強いをすることはありません。楽しみながら食への興味関心を育む ため、5歳児クラスが1歳児クラスのお手伝いに行ったり、栄養士から三食食品分類の指導を受けるなどしています。クッキングのほ か、キノコ割き、トウモロコシの皮むきで食材に触れる機会もあります。ミニトマトやナスを栽培し、収穫後は、給食室に「お願いし ます」と届け、献立に入れてもらっています。保護者には献立の実物サンプル展示や給食ボックスを設置し、家庭からの食に関する疑 問や給食のレシピについてなどその都度答え、食生活について連携をしています。

[A16] A = 1 - (4) - (2)a 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

<<u>コメント</u>>

|献立は法人が旬の食材、和・洋・中のバランスなども考慮しながら作成したものを使用しています。給食・午後おやつは手作りにこだ わり、献立は月見、ハロウィンなど年中行事に合った献立のほか、ちゃんちゃん焼きやほうとうなど郷土料理も登場します。子どもの 喫食状況は給食室で残食を把握しています。給食担当職員は毎日、給食、おやつの時間に保育室を回り、子どもたちの表情や声、様子 を確認するようにしています。献立は2週間ごとのサイクルメニューのため、盛り付け方、形状、味付けなど次回に速やかに生かすこと ができます。マニュアルに基づき衛生管理や事故防止に努めています。給食担当職員の体調管理にも十分に留意しています。

# A−2 子育て支援

,	A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
	【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a

|年度始めのクラス懇談会で保育の流れや子どもの育ちを説明しているほか、園だより、クラスだより、ほけんだより、給食だよりを通 じても理解を得るようにしています。2歳児クラスまでは連絡アプリケーション配信で日々の子どもの様子や健康状態について丁寧なや りとりをしています。幼児クラスも必要に応じてはアプリケーション配信や口頭でも伝えるようにしています。送迎は玄関対応なの で、その日の様子は玄関のホワイトボードにクラスごとに掲示しています。子どもの作品のほか、クラスの様子は写真入りのクラスだ よりでも紹介しています。コロナ禍が続く中であっても、保護者と子どもの成長を共有できる「園行事」を大切に考える職員全員の思

いの下、夏祭り、幼児クラスの生活発表会などやり方を工夫することで安易に中止にすることはしませんでした。今年度も、野毛山動 物園への親子遠足、夏祭り(通常開催)、保育参観(9月の毎週火曜日)、運動会(通常開催予定)、生活発表会(通常開催予定)は開 催済みであったり、今後の予定として組んでいます。

## A-2-(2)保護者等の支援 第三者評価結果 [A18] A = 2 - (2) - (1)保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。

クラス懇談会は年2回、個別面談は年1回、運営委員会(保護者代表3名参加)は年2回実施をしています。日々の降園時には保護者に子 どもの様子を伝えたり、家庭での様子を聞いたりするようにしています。職員が気づいた保護者の様子はすぐ園長に伝わるようになっ ているので、園長も率先して話をしています。話を聞く場合は保護者のプライバシーや落ち着いて話ができるよう、医務室を使ってい ます。相談内容によっては保育士以外、栄養士の専門的な立場からのアドバイスを受けることもできます。担任だけの判断が難しい場

合は園長が対応しています。立ち話で終わらず、継続してフォローが必要なケースは個人面談記録にファイルをしています。

[A19] A = 2 - (2) - (2)家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

а

職員は保護者の言動、状態、子どもの衣類の着脱時、言動などに注意を払い体罰のみならず言葉の虐待、ネグレクトなどの早期発見に 努めています。保護者には園長、職員から積極的に声かけを行い、話やすい環境を作るようにしています。事例はありませんが、子ど もへの虐待等権利侵害の可能性がある場合には、神奈川区こども家庭支援課や横浜市中央児童相談所に報告する体制があります。虐待 防止に関するマニュアルを整備し、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動を理解できるようになっています。普段と様子が違 う保護者の場合は全体で共有し、対応について確認しているほか、子どもの権利に関する研修を定期的に受け、知識や理解を深めるよ うにしています。

# A-3 保育の質の向上

A-3-(1)保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	第三者評価結果
A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めて いる。	a

<<u>コメント></u>

年間指導計画や月間指導計画は職員会議をはじめとするさまざまな会議で互いの疑問点、改善点などを意見交換しています。日々の保育については週案・日誌で共有しています。職員は、子どもが経験を積んだり、自己肯定感を持てるような視点を含む指導計画を立て、保育とのつながりを見ながら子どもの発達過程や心の育ち・意欲・興味などをよく観察しています。職員の援助・関わりが適切であったかなどを確認しながら指導計画の自己評価をしています。職員個人の目標を立てた自己評価は年2回の園長面談で振り返りや確認をしています。各種会議では職員から保育の課題や改善についての提案が出されており、保育の質の向上、意識の向上につながっています。職員の自己評価結果から明らかになった課題をまとめたり、保護者アンケートの結果を園としての課題とし、保育所全体の自己評価をしています。